改正後	改正前
ト［略］	ト［略］
チ［略］	チ［略］
二　次に掲げる負債　固定負債	二　次に掲げる負債　固定負債
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　略］
ニ　繰延税金負債	ニ　繰延税金負債
ホ～ト［略］	ホ～ト［略］
（繰延税金資産等の表示）	（繰延税金資産等の表示）
第四十五条　繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。	**第四十五条**　繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正）

第十二条　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（資産の内容）	（資産の内容）
第二十七条　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	**第二十七条**　［同上］
一　次に掲げる資産　流動資産	一　［同上］
［イ～ワ　略］	［イ～ワ　同上］
［号の細分を削る。］	カ　次に掲げる繰延税金資産
カ［略］	(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産
［二・三　略］	(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの
四　次に掲げる資産　投資その他の資産	ヨ［同上］
［イ～ハ　略］	［二・三　同上］
ニ　繰延税金資産	四　［同上］
	［イ～ハ　同上］
	ニ　次に掲げる繰延税金資産
	(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産
	(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの
	ホ［同上］
	ヘ　資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
	ト［同上］
	（繰延税金資産等の表示）
	第四十五条　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
	2　固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。
	チ［同上］
	リ［同上］
	二　［同上］
	［イ～ハ　同上］
	ニ　次に掲げる繰延税金負債
	(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債
	(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの
	ホ［同上］
	ヘ　資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
	ト［同上］
	（繰延税金資産等の表示）
	第四十五条　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
	2　固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。